

アルバイトについて

- (1) 本校は働きながら学ぶ定時制であるので、アルバイトは積極的に行う。
- (2) アルバイト先については、高校生という立場上、適切な場所を選択する。
- (3) 下記の例のような場所でのアルバイトは禁止する。
例：パチンコ店・居酒屋・スナック・バー・クラブ・風俗営業許可店 等
- (4) 18歳未満の午後10時～午前5時までのアルバイトは、労働基準法に反する為、禁止とする。
- (5) 学校生活に支障が出ないような場所や時間帯で働くようにする。
- (6) アルバイト場所が決定したら、必ず担任を通して生徒指導部に申し出ること。
(届出制)

問題行動について

- (1) 暴力・暴言・いじめ（SNS上の誹謗中傷行為を含む）
- (2) 暴走行為や暴走族・暴力団構成員
- (3) シンナー・薬物乱用
- (4) 金銭強要・恐喝・脅迫・窃盗・傷害・刃物等所持
- (5) 教師に対する暴言・指導拒否・傷害・暴力行為
- (6) 悪質な交通違反・無免許運転・道路交通法違反
- (7) その他反社会的な行為（刑法犯として検挙及び逮捕される行為、もしくはそれと同等の悪質な事件・事故）
- (8) 飲酒・喫煙（所持・同席含む）
- (9) 性的な羞恥心を害する言動（セクハラ等）
- (10) 不健全娯楽（禁じられた場所への出入り）
- (11) 器物破損行為
- (12) 授業妨害・カンニング（不正行為）
- (13) 怠学行為（さぼり）・校内からの無断外出
- (14) 許可を得ない校内での選挙活動や選挙違反
- (15) 粗暴行為・喧嘩（煽った者も同様）
- (16) 深夜徘徊・無断外泊・家出

※ 上記に示す問題行動等が発覚した場合は、別途規定に則り特別指導を行う。